

持続可能なまちづくりとSDGs

エコロジカルでジェンダー平等指向の
まちづくりの事例研究(上)

荒井 壽夫

Hisao Arai

滋賀大学 / 名誉教授

私たちはこの間、新型コロナ・ウイルスのパンデミック（世界的大流行）の継続深化とそして世界各地における「史上最大」と形容される記録的豪雨・熱波、大規模洪水・森林火災等の異常気象の頻発まさに気候危機に直面してきた。行き過ぎたグローバル資本主義の産物というべきこれらのコロナ禍と気候危機は、地球の生命維持システムから私たちの身近な生活共同体までを含めて社会の「持続可能性」に警鐘を鳴らし続けている。このようなグローバルとローカルの双方にわたる危機に対して、2015年の国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）が世界的に注目され、その様々な適用と実践、それに依拠した「グリーン・リカバリー」（緑の復興）や「グリーン・ニューディール」（緑の新政策）の構想が提起される一方、SDGsは危機の根本原因であるグローバル資本主義そのものを問題にしないがゆえにあれこれの地球温暖化対策の提示にとどまり人々のアライバイ作り、現代版「大衆のアヘン」としての役割を果たすにすぎず、必要なのはそれを乗り越える「脱成長コミュニズム」という構想であり運動であるという理論的提起も行われている。

本稿は、以上のような大きな議論の枠組みを念頭に置きつつも、私たちの身近な生活共同体の持続可能なあり方すなわち「持続可能なまちづくり」とSDGsの関連に関してこれまで行ってきた考察の継続である。なぜ継続が必要になったかについて言えば、それは、この間のコロナ禍が、日本の労働市場と家族社会の独自の構造を背景として、女性の非正規労働者が集中している対人サービス業と女性が多数を占めるいわゆるエッセンシャルワー

1) 周燕飛「コロナショックと女性の雇用危機」JILPT, Discussion Paper 21-09, 2021年3月、(<https://www.jil.go.jp/institute/discussion/2021/documents/DP21-09.pdf>)、山田久「コロナショックが促すジェンダー平等」日本総研 Viewpoint, No.2021-002(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/viewpoint/pdf/12596.pdf>)、内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に

カーを直撃し、すぐれて「女性不況」広くは女性苦境と表現されるような国民生活の困難と少子化の促進を引き起こしているという事実と関連している。要するに、コロナ禍は、わが国の社会経済構造上の問題点である顕著な「ジェンダー・ギャップ（不平等、格差）」とりわけ有償・無償の「ケア労働」の担い手の女性への圧倒的偏りという問題を顕在化させ、女性の生活上の困難、「生きづらさ」を増幅させることによって、結婚・出産の抑制そしてコロナ禍以前から続く若年女性の地方から大都市への流出を通じて、私たちの身近な生活共同体の「持続可能性」に警鐘を鳴らしているのである。

私たちはそれゆえ、ウィズコロナ時代またはアフターコロナ時代における「持続可能なまちづくり」を構想し実現するためには、地球温暖化と気候危機を緩和しそれに適応するために脱炭素を目指す「エコロジカルなまちづくり」を追求するとともに、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を様々な地域課題の同時解決を可能にする横断的目標として地域政策の中心に据えること（ジェンダー主流化）による「ジェンダー平等指向のまちづくり」を一体的に追求する必要があると考える。

本稿はこうして、この間のコロナ禍による「女性不況」広くは女性苦境の概要をまず確認する。次に、それとの関連において、「持続可能なまちづくり」を構想する場合にSDGsの特に地球環境保護・気候変動緩和の諸目標とともに全体を貫通する横断的意義を持つものとして目標5のジェンダー平等を重視する枠組みが必要であることを確認する。その後、そうした枠組みの重要性を、前稿に引き続きSDGsの枠組みをまちづくりに具体的に体現した考え方としてフランスにおけるミュニシパリズム（自治

体主義）を取り上げ、それを掲げた自治体の典型例、ポワチエ市による「エコロジカルなまちづくり」と「ジェンダー平等指向のまちづくり」の一体的構想、いわば「エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり」を目指す行政文書を紹介することによって明らかにする。最後に、ゼロカーボン都市宣言を行っている自治体は多数存在するもののそのような一体的構想を掲げている所はないと思われるわが国の自治体のなかで「ジェンダー・ギャップ解消」のまちづくりをほとんど唯一掲げている兵庫県豊岡市の事例を明らかにすることによって、そのことの「持続可能なまちづくり」についての意義をフランスのポワチエ市の事例との比較において考察したいと考える。

II コロナ禍による「女性不況」 広くは女性苦境とSDGs

(1) コロナ禍による「女性不況」広くは女性苦境の概要

ここではまず、ウィズコロナ時代またはアフターコロナ時代における「持続可能なまちづくり」を構想し実現するためには、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を様々な地域課題の同時解決を可能にする横断的目標として地域政策の中心に据えること（ジェンダー主流化）による「ジェンダー平等指向のまちづくり」を追求する必要があるという新たな思考に私たちを導いてきた「女性不況」広くは女性苦境について、今まで公表されている調査研究に依拠してその基本的事実を参考値の概数とともに簡潔に確認しておきたい。

公表されている様々な調査研究¹⁾によれば、2020年春以降、顕在化したコロナ禍は、男女で異

関する研究会報告書」令和3年4月28日(https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/siryu/pdf/post_honbun.pdf)、外務省・SDGs推進本部「2030アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー2021」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/vnr2021_00_full.pdf)。これらのネット資料の閲覧2021/9/7。山田昌弘『新型格差社会』朝日新書、2021年、飯島裕子「コロナ禍で

追いつめられる女性たち」光文社新書、2021年、等参照。またコロナ禍による「女性不況」広くは女性苦境と言うべき事態を扱った政府白書として、内閣府編『令和3年版男女共同参画白書』令和3年6月、厚生労働省編『令和3年版厚生労働白書』令和3年7月、内閣府編『令和3年版少子化社会対策白書』令和3年7月、厚生労働省編『2021年版自殺対策白書』2021年11月、等がある。

なる影響をもたらし、雇用面や生活面で女性により深刻な影響を与え、「女性不況」広くは女性苦境と言うべき事態（以下、女性苦境の事態と略す）を次のように重層的に出現させてきたのである²⁾。

第一に、コロナ禍が外出自粛等を通じて、女性の非正規労働者が多く働いている宿泊・飲食や娯楽業などの対人サービス業に集中して現れたがゆえに、これらのサービス業の女性非正規労働者が真っ先にシフト削減、解雇・雇止めされてきたという事態である（参考値：2021年2月の女性非正規労働者は前年同月比で89万人減、男性非正規労働者は18万人減）。

そしてそうした事態の最も集中的で深刻な現れとして、その約7割が非正規雇用とされる働くシングルマザーは、母子家庭でワンオペ育児の場合、コロナ禍によって勤め先から解雇・雇止めされるだけでなく、保育所や学校の休園・休校、自宅待機によって自主的に休職・退職せざるをえず生活の困窮に陥ってきたという事態である（参考値：2020年末の調査で暮らし向きが苦しいと回答したひとり親は61%）。

なお、これらの女性非正規労働者における生活困窮は、政府による支援策である「雇用調整助成金」や「小学校休業等対応助成金」などの休業手当がこれらの女性たちによっては部分的にしか受け取られていないという事実とも関連している。

第二に、コロナ禍は、事務系職種の勤労者を外出自粛による休職や在宅勤務・テレワークに追い込む一方、医療、介護、保育やスーパー等の小売業、宅配、運送業さらにはごみ収集、電気、交通等の公共サービス業などに従事する勤労者、いわゆるエッセンシャルワーカーについては、多大な感染リ

スクに晒しながら日々の職場勤務とそして感染クラスター発生時には一斉休職とに追い込んできた事態である。とりわけ日々の労働力再生産および生命維持再生産を担う必要不可欠な「ケア労働」、ただし有償のそれである看護、介護、保育の担い手は圧倒的多数が女性であり、しかもその相当部分が非正規雇用、低賃金それゆえ人手不足であるという共通の特徴を有している。コロナ禍は、これらの女性労働者に対し患者接触、対人接触による高いストレスとメンタル不調、休業・休職による収入減少、生活不安という苦境をもたらしたのである（参考値：2020年4～5月の心理調査でストレスを感じやすい医療・福祉業等の業種の女性の54%が家計先行き不安、40%が仕事の過剰負担感、33%が仕事の喪失不安、31%が家庭内のケア労働の過剰負担感ありと回答しておりいずれも男性を凌駕）。

第三に、コロナ禍による勤労者の外出自粛、自宅待機、在宅勤務・テレワーク、子どもの休園・休学は、家庭内の人間関係への大きな軋轢、ストレスと家事・育児・介護等の無償の「ケア労働」の顕著な増大をもたらすとともに、被害者が無収入になった女性に多い性暴力も含む家庭内暴力（DV）の増加をもたらしたのである（参考値：DVの2020年度の相談件数は約19万件で前年度の1.6倍、性犯罪・性暴力の2020年度の相談件数は約5.1万件で前年度の1.2倍）。それは、肉体的暴力だけでなく精神的暴力や経済的暴力も含んでおり、経済的暴力については、例えば「特別定額給付金」が家族人数分金額の世帯主男性への一括振り込みゆえ、妻や子どもが受け取れないという事態をもたらしたのである。

2) もとより「女性不況」広くは女性苦境と言うべき事態は、コロナ禍が初めて出現させたわけではなく、それは以前から存在していたものを増幅して集中的に顕在化させたにすぎない。こうした事態に関しては多くの調査研究が積み重ねられてきたが、最近のものとしては次のような文献が挙げられる。藤原千紗・山田和代編『女性と労働』大月書店、2011年、NHK

「女性の貧困」取材班『女性たちの貧困』幻冬舎、2014年、小杉礼子・宮本みち子編著『下層化する女性たち』勁草書房、2015年、小杉礼子・鈴木昌子・野依智子他『シングル女性の貧困』明石書店、2017年、心理科学研究会ジェンダー部会編『女性の生きづらさとジェンダー』有斐閣、2021年、等。

第四に、コロナ禍による以上の事態が重複し複合的になる結果、女性の自殺者が増加してきたという事態である。特に同居人がいる無職の女性と女子高校生というDV被害を受けやすい女性の自殺の増加が明らかにされている(参考値:2020年の女性の自殺者数は前年より約15%の935人増えて7026人、他方で男性の自殺者は微減)。それは、失職によってパート収入が無くなった既婚女性に対する世帯主男性のハラスメント、そうした女性の外出困難と「井戸端会議」の消滅による精神的孤立、元々家族との折り合いの悪い未成年女性にとっての終夜営業ファストフード店やネットカフェの閉鎖による「逃げ場」の消滅、それによる精神的絶望などに関連することが指摘されている。

以上のようなコロナ禍による深刻な女性苦境の事態の背景には、いわゆる日本的雇用慣行のもとの正規雇用と非正規雇用の処遇格差・分断構造を前提として、男性正社員(夫)のフレキシブルな長時間労働を支える女性非正社員(妻)の家計補助的労働と家庭内の家事・育児・介護の無償「ケア労働」との二重負担という性別役割分業の固定化があることは明白である。そうした構造のもとでコロナ禍によって引き起こされた女性の苦境として少なくとも女性に対する家庭内暴力や女性の自殺の顕著な増加が見られる以上、そうした事態の根底には、男性の女性に対する権力支配の構造という意味での「家父長制」³⁾を内包した性別役割分業の固定化するなわち無償の「ケア労働」の女性への圧倒的偏りがあることは否定できないであろう。そうした労働市場と家族社会の構造こそが、社会的文化的それゆえ人為的につくられた性差であるジェンダー(セクシャルマイノリティも含

むが、ここでは言及しない)、「男らしさ」「女らしさ」を支えてきたが、コロナ禍は、無償の「ケア労働」の女性への圧倒的偏りを根底的要因とする「女性不況」広くは女性苦境という事態として深刻な「ジェンダー・ギャップ」を顕在化させてきたと言えよう。

以上のようなコロナ禍による女性苦境の事態は、上記のいくつかの事態にとどまらず、コロナ禍以前から続いていたわが国の少子化を加速している事態にも注目すべきであろう。すなわち、コロナ禍が一方では、結婚予定の男女とくに女性の収入減少や失職による結婚の延期または断念、さらには外出自粛や自宅待機の要請により男女の出会いの場の減少による婚姻件数の減少をもたらしてきたとともに、他方では、既婚カップルにおける世帯収入減や失職による将来生活への不安、あるいはまた妊娠時のコロナ感染への不安や医療崩壊状況下の周産期医療への不安による妊娠の延期または断念によって出生数の減少をもたらしてきたという事態である(参考値:2020年の出生数は約87万3千人足らずで過去最低であり、前年の89万8600人と比較して約2万6千人近く約3%減少)⁴⁾。

ここで少子化の加速の事態も含めて、コロナ禍による女性苦境の事態について、一括してその概要を示せば、第1表のようになる。

こうした少子化の加速による人口減少は、地域社会の持続可能性、本稿の観点からは「持続可能なまちづくり」を困難にすることに注目したい。とりわけ地方都市のまちづくりにとって少子化が進むことは、若者とくに若い女性の大都市への流出を伴うがゆえに、まちの多様性や活力の喪失と同義

3) こうした意味での「家父長制」については例えば、関西女の労働問題研究会編『竹中恵美子が語る労働とジェンダー』ドメス出版、2004年、岩本美砂子「家父長制とジェンダー平等:マイノリティ女性条項が新設された2004年DV法を手がかりに」(『年報政治学』第57巻第1号、2006年)等、参照。なお、「家父長制」と「ケア労働」を結びつけることへの批判とし

て山根純佳「なぜ女性はケア労働をするのか」勁草書房、2010年を参照。

4) 前掲『令和3年版少子化社会対策白書』参照。

第1表 コロナ禍による「女性不況」広くは女性苦境の概要

発生した事態	コロナ禍との関連
対人サービス女性非正規労働者のシフト減・解雇等、特にシングルマザーの困窮	外出自粛や自宅待機による宿泊・飲食・娯楽業の需要減、保育所・学校の休園・休校
エッセンシャルワーカー、看護・介護・保育の女性に収入減・生活精神不安	対人接触による感染リスク、保育所・学校の休園・休校
同居人がいる無職失職女性や女子への家庭内暴力や性暴力の増加	外出自粛・自宅待機・在宅勤務と休園・休学による家庭内軋轢・無償ケア労働の増大
同居人がいる無職失職女性や女子の自殺の増加	無職失職・収入減の妻への夫のハラスメント、外出困難「井戸端会議」「逃げ場」消滅
少子化の加速	未婚・既婚男女の収入減・失職・将来生活不安による婚姻数減少と出生数減少

(出所)注(1)の文献資料にもとづき筆者作成

であり、まちの持続可能性の危機をもたらすのである⁵⁾。

ところで、少子化を引き起こす要因とはどのようなものであろうか。その要因としては、一般に次のようなものが挙げられている⁶⁾。第一に、女性の社会進出に伴う仕事と子育ての両立の困難、第二に、結婚市場のミスマッチ、第三に、1990年代以降の若年層における雇用の悪化、第四に、いわゆるパラサイトシングル、第五に、出産・子育ての先送り、第六に、子育てや教育にかかる費用の重さ、第七に、子育てにかかる心身の負担の重さ、第八に、都市住民の増加、第九に、同棲の少なさ、等である。

だが、今回のコロナ禍が顕在化させ加速させた少子化は、以上の要因に加えて独自の要因によってこそ引き起こされていると考えるべきであろう。コロナ禍による少子化の加速が、未婚カップルにおける収入減少や失職、将来生活への不安による婚姻件数の減少そして既婚カップルにおける同様の事情による出生数の減少との帰結であるとすれ

ば、その帰結の根底にあるのは、男性(夫)はフルタイム勤務で家族賃金を得る仕事、女性(妻)は家庭で無償「ケア労働」を担いつつ家計補助的賃金を得るためにこの家庭内労働と両立可能なパートタイム勤務もするという性別役割分業が、女性(妻)のパートタイム雇用先の消失または男性(夫)の在宅勤務や子どもの休園・休学と一日中在宅による女性(妻)の一日中「ケア労働」=専業主婦化によってパートタイム通勤が不可能になり成り立たなくなったという事実であろう。要するに、今回の少子化の加速の根底にも無償の「ケア労働」の女性(妻)への圧倒的偏りという「ジェンダー・ギャップ」が厳存するのであり、上記のコロナ禍による「女性不況」広くは女性苦境と言うべき事態と共通しているのである。

こうしてコロナ禍による今回の少子化の加速は、わが国における少子化対策の柱の一つであるいわゆるワークライフバランス(仕事と生活の調和)の曖昧な内容に関して、「ジェンダー・ギャップ解消」の視点から有償の賃金稼得労働と無償の「ケア

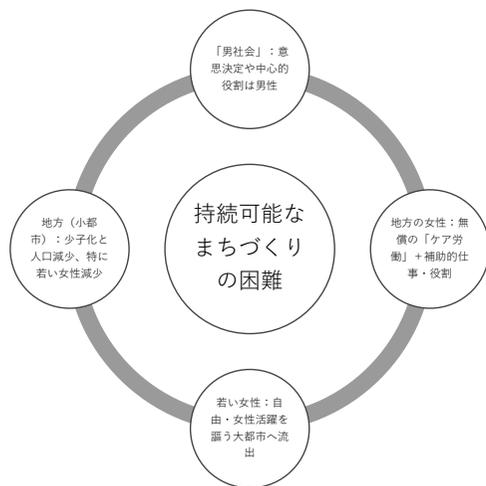
5) これは、人口減少による地域社会の持続可能性の困難あるいは「地方消滅」として論議されてきた点である。吉田良生「人口減少時代における地域社会の持続可能性」(同他編著『人口減少時代の地域政策』原書房、2011年、所収)、増田寛也編著『地方消滅』中公新書、2014年、参照。

6) 例えば、松田茂樹『少子化論』勁草書房、2013年、参照。

7) この報告書以外に、ドイツ・ベルテルスマン財団と研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN)」によって作成された『持続可能な開発報告書2021』もまた2021年度の日本のSDGs達成度ランキングを18位に下げた理由として、目標5のジェンダー平等、目標13の気候変動、目標14の海の生物多様性、目標15の陸の生物多様性、目標17のパートナーシップに深刻な課題があるからであるとしうえ

労働」の男女(夫妻)間の平等な分担と共有という内容への制度的意識的転換を要請するであろう。

そうしたジェンダー的視点は、今回のコロナ禍によって可視化された従来の少子化対策の<盲点>と言うべきものであり、とりわけ地方(小都市)においては、政治的経済的社会的活動の意思決定や中心的役割は男性が担うという「男社会」→女性は無償の「ケア労働」と補助的仕事・役割→若い女性は自由と女性活躍を謳う大企業や働き口のある大都市へ流出→地方(小都市)は少子化と人口減少、特に若い女性減少→「男社会」の再生産…という「ジェンダー・ギャップ」による悪循環が観察されるのであり、こうした「ジェンダー・ギャップ」の悪循環の解消は従来十分に検討されてこなかったという意味で、特に地方の少子化対策の<盲点>と言うべきである。第1図がそれを示している。無償の「ケア労働」の平等分担・共有を基盤とする女性の社会的労働への一層の進出と



第1図 地方の少子化対策の盲点:「ジェンダー・ギャップ」の悪循環の解消

政治的経済的社会的活動の意思決定の場への女性の一層の参画は、地方出身の若年女性の大都市流出の抑制策、地元定住策としても有効であろう。そしてそれは、上記の女性苦境の事態への解消策、解決策として有効であることは明らかであると考える。

事実、このようなジェンダー的視点の提起は、今、私たちが直面している女性苦境の事態に対する対策、政策提言としてすでに提起されている。例えば、内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響」と課題に関する研究会報告書⁷⁾は、苦境にある女性と女の子たちの救済のためにはジェンダー的視点を入れた政策設計、「ジェンダー主流化の視点」の不可欠性とSDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念に触れながら、2020年4月の国連グテーレス事務局長の「新型コロナウィルスの女性に対する影響」と題する政策提言すなわちコロナに関連する全ての意思決定の場における女性の参画、女性に偏るケア労働の是正、コロナの社会経済的影響に対処する全ての取組みへのジェンダー的視点の適用という三点の分野横断的対応の要請を紹介している。そのうえで、同報告書は、基本的な政策提言として、ジェンダー統計・分析の重要性、ジェンダー平等・男女共同参画への取組、女性の参画、制度・慣行の見直しという四点を提示したのである。この報告書が、こうしてコロナ後の新しい経済社会、「誰一人取り残さない」社会を構築していくうえでジェンダー的視点をあらゆる政策や制度に反映させていくという「ジェンダー主流化の視点」が不可欠であることを強調していることは、本稿の「持続可能なまちづくり」とSDGsというテーマの考察にとって非常に示唆的である⁸⁾。

で、目標5のジェンダー平等については、女性国会議員、賃金のジェンダー格差そして無償労働時間のジェンダー格差に深刻な課題があるとしている。(https://www.unsdsn.org/sdg-index-and-monitoring),2021/9/10閲覧。

8) もっとも「ジェンダー主流化」の視点とは、SDGsやコロナ禍の今に始まったことではなく、1995年に北京で開催された

「世界女性会議」で採択された行動綱領に「女性のエンパワーメント」と並んで盛り込まれた二つのスローガンの一つであることが知られている。この点については、日黒依子「ジェンダー視点からみた開発」(アジア女性資料センター『わたたちの21世紀』第84号、2015年)、大崎麻子「ジェンダー主流化の20年(1)～(11)」(内閣府男女共同参画局『共同参画』2018年5月号～2019年3・4月号)等、参照。

(2)「ジェンダー主流化」の視点から見たSDGsの意義と限界

そこで改めてコロナ禍による女性苦境の事態を克服していくうえで、SDGsが謳っている「ジェンダー主流化」の視点と目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」(ロゴ用簡易タイトル)およびSDGs全体の意義と限界について、簡潔に確認しておこう。

2015年9月の国連総会で採択されSDGsを中心内容として含む文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(外務省仮訳)は、ジェンダー平等とジェンダー主流化についてその「宣言」の段落20において、その重要性を次のように謳っている。

「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化[エンパワーメント—引用者]は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在能力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る(女性)の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女児は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治的参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会を享受すべきである。我々は、ジェンダー・ギャップを縮めるための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化する。女性と女児に対するあらゆる形態の暴力は男性及び男子の参加も得てこれを廃絶していく。新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である。」

この「宣言」の叙述は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントそしてジェンダー主流化が、SDGsの全ての目標とターゲットの達成のために不可欠であり、それゆえSDGs全体を貫通する「横断的な視点・テーマ」⁹⁾であることを明らかに示している。

そこで次に、SDGsそのもののなかで「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」という正式タイトルの目標5を見れば、9つのターゲットから構成されており、それを要約すれば、以下ようになる。

女性と女児へのあらゆる形態の差別の撤廃(ターゲット5.1)、人身売買や性的搾取などあらゆる形態の暴力の撲滅(5.2)、未成年者の結婚や女性性器切除などあらゆる有害慣習の撤廃(5.3)、無報酬の育児・介護・家事労働の認識評価(5.4)、政治経済等における全レベルへの女性の参画と平等なリーダーシップ機会の保障(5.5)、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスの保障(5.6)、土地や財産所有権、金融サービス、相続財産、天然資源へのアクセスなど経済的資源への女性の平等な権利の保障改革の着手(5.a)、女性のエンパワーメントの促進のため情報通信技術などの実現技術の活用強化(5.b)、ジェンダー平等の促進と女性のエンパワーメントの促進のため適正な政策と拘束力ある法規の導入強化(5.c)¹⁰⁾。

ここで先に確認したコロナ禍による女性苦境の事態に対する有効な対策、政策提言の基本的内容が、すでにSDGsの目標5のもとでのこれらのターゲットによって提示されていることは明らかである。ここに、今回のコロナ禍によって可視化され増幅されたジェンダー・ギャップ問題に対処し解

9) 目黒依子、前掲論文。またエリア・ボロムストロム「持続可能な開発目標の策定における女性NGOが果たした役割」(前掲「わたちの21世紀」第84号)も参照。

10) SDGsの目標5とそのターゲットそして指標も含めた詳細な内容説明については、田中雅子「ジェンダー平等、女性と女の子のエンパワーメント」(高柳彰夫・大橋正明編「SDGsを学ぶ：国際開発・国際協力入門」法律文化社、2018年)参照。

11) 織田由紀子「持続可能な開発目標(SDGs)におけるジェンダー視点の主流化」(『アジア女性研究』第28号、2019年)、この点については、田中雅子前掲論文も参照。

12) この点については、拙稿「持続可能なまちづくりとSDGs：エコロジカルなまちづくりの事例研究(上)」(『彦根論叢』第427号、2021年)参照。

決を目指すうえでのSDGsの意義を見出すことができよう。

だが問題の根本的解決を図るためには、SDGsを構成する環境、社会、経済という三側面の目標群全体について、上記のように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントそしてジェンダー主流化が「横断的な視点・テーマ」として貫通していることが必要であろう。この点については、「2030アジェンダ」の「宣言」において上記のように示唆されているにもかかわらず、17目標のうち7つの目標とターゲットにはジェンダーに関する文言は全く言及されていない。まさに「SDGsにおけるジェンダー主流化は未完といえる」¹¹⁾のである。

とりわけSDGsの目標群全体の構造について、環境目標群の実現が土台にあって、その土台の保護のうえで相互に依存し合う社会と経済の目標群の実現が可能になるという「入れ子構造」(ヨハン・ロックストローム氏)にあるという把握が重要であり、そうした観点こそ「持続可能なまちづくり」に活かすべきであるという本稿の立場¹²⁾からは、グローバル、ローカル双方の持続可能性の土台である環境目標群にその言及があるかどうか注目される。その結果は、水と衛生管理の目標6がターゲットのなかに1つ、気候変動の目標13がターゲットのなかに1つ、指標のなかに1つ、海洋資源の目標14が皆無、陸上資源の目標15も皆無、また関連するエネルギーの目標7も皆無である¹³⁾。要するに、環境目標群へのジェンダー的視点からの言及はほとんど皆無に等しいと言える。

1970年代初頭以降のストックホルム会議以降の開発と環境の相互関係をめぐる国連と国際会議の長期にわたる論議、とりわけ1992年のリオデ

ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(UNCED)いわゆる「地球サミット」で採択された行動計画「アジェンダ21」のなかに第24章「持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動」が提起されて以来、「環境とジェンダー」という概念が提起され展開されてきたプロセスのなかにSDGsも位置づけられる¹⁴⁾以上、ジェンダー的視点がSDGs全体を貫通する「横断的な視点・テーマ」に実態としてなっていないという事実は、今回のコロナ禍によって可視化され増幅されたジェンダー・ギャップ問題の根本的解決を目指すうえでのSDGsの限界と言えよう。

以上の考察から重要な視点が引き出される。それは「環境とジェンダー」をめぐる国際的論議のなかで「エコフェミニズム」(Ecofeminism)という概念が提起され、その概念は「環境的公正とジェンダー的公正が同時に達成されてこそ持続可能な社会>は実現する」¹⁵⁾という立場を貫いているということが注目される。こうした「環境とジェンダー」の概念と問題構成のなかで提起された「環境的公正とジェンダー的公正との同時達成」という視点は、SDGsの限界を補って持続可能な社会したがって「持続可能なまちづくり」を考える場合に不可欠であると思われる。すなわち、前稿¹⁶⁾で考察したように、私たちが市民・住民の実質的な参画と協働を軸としつつ地域の環境的課題解決を土台として、それとの関連において社会的課題と経済的課題との同時解決を目指すという「エコロジカルなまちづくり>」は、少子化問題に関して触れたように、女性の市民・住民が男性と対等の立場で政治的・経済的・社会的活動の意思決定の場に参画し行政等、他の利害関係者と協働することが「持続可能

13) 織田由紀子、前掲論文、参照。

14) 萩原なつ子「環境とジェンダーの主流化の変遷：ストックホルム会議からSDGsへ」(国立女性会館『NWEC実践研究』第6号、2016年)参照。

15) 萩原なつ子、同上論文、参照。但し、「エコフェミニズム」に関しては、国内的国際的に長期にわたる論争、論議が行わ

れており、SDGsとの関連づけは今後の課題であるように思われる。これらの論争、論議については、例えば、環境思想・研究会編『環境思想・教育研究』第13号、2020年の特集「エコフェミニズムの今日的意義」参照。

16) 注12)参照。

なまちづくり」のためにはどうしても必要であるからである。それは現実のジェンダー・ギャップを解消しSDGsの目標5が示すジェンダー平等を指向することに他ならないであろう。こうして私たちが「持続可能なまちづくり」を構想し実現するためには、<エコロジカルなまちづくり>から<エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり>への進化が要請されるであろう。以下、この点を前稿に引き続き、フランスにおける「ミュニシパリズム」（自治体主義）とそれを体現した自治体としてのポワチエ市の事例について簡潔に考察しよう。

Ⅲ フランスのポワチエ市における <エコロジカルでジェンダー 平等指向のまちづくり>

(1) フランスのミュニシパリズムにおける「環境とジェンダー」

私たちは前稿において、「持続可能なまちづくり」を構想し実現する場合にSDGsが提供しうる枠組みは<エコロジカルなまちづくり>に集約され、それを体現しているのは、ミュニシパリズムという欧州とくに2020年前半のフランス統一地方選挙における躍進により注目されたまちづくり構想あるいは新しい自治体刷新運動と言うべきものであることを明らかにした。

本稿は、前稿を踏まえつつも上記のように「持続可能なまちづくり」を進める場合にSDGsが提供しうる枠組みは<エコロジカルなまちづくり>から<エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり>にいわばバージョンアップすべきことを考察し

てきた。そこで、この観点から改めてフランスのミュニシパリズムのまちづくり構想あるいは自治体刷新運動を制度的側面から考察し直したいと思う。

昨年のフランス統一地方選挙において、スペインなどの経験に学んで、多くの市民団体、社会運動グループ、市民個人と政党も交えて選挙候補者の「参加型リスト」を一緒に作り上げていくという新たな市民参加型選挙運動を成功に導いた「市民参加協議研究所」（ICPC）のリーダーの一人、エリザベト・ドウが行った選挙運動総括¹⁷⁾によれば、以下のような点が注目される。

まず、選挙運動を担った様々な「市民コレクティブ」は、共通して直接民主主義的な政治参加すなわち基本方針や政策の練り上げへの市民の参加・提案のうえで、公共サービスの自治体再公有化等による社会的公正、再生可能エネルギーや有機農業等への転換による「エコロジカルな移行」（transition écologique）¹⁸⁾そして家庭生活、職業生活、政治生活や私生活にわたる男女平等と「政治の女性化」といった原則や基本方針を掲げてきた。

ジェンダー平等と言い換えてよい最後の原則に関しては、選挙運動・政治活動主体としての女性の立場から彼女は、自らが関与したオンライン・ワークショップ¹⁹⁾における論議を紹介している。

それによれば、「政治の女性化」さらには「ケア」という用語は、これらの概念がミュニシパリズムと本質的に結びついているがゆえに、ミュニシパリストの基本方針によって引き合いに出されている。しかしながら「政治の女性化」という用語は曖昧

17) E. Dau, Un bilan des dynamiques de listes participatives aux élections municipales Françaises en 2020, (https://commonspolis.org/wp-content/uploads/2020/08/BilanMunicipales_VIO-compressé.pdf)2021/7/6閲覧。

18)「エコロジカルな移行」とは、イギリスのロブ・ホプキンスによって2008年に提起された概念であり、その内容は、有機

農業、再生可能エネルギーへの転換、リサイクル可能な財生産、生物多様性の保全、省エネ・緑地等の都市計画見直し、乗用車相乗等の環境保護的な移動と輸送、様々な節約や廃棄物削減を奨励する課税などの相互依存の事業によって達成される「経済社会モデルの変化」であると定義されている（L. Schmid, Transition écologique, https://www.toupie.org/Dictionnaire/Transition_Ecologique.htm)2021/10/5閲覧。

であり、実際に問題であるのは「政治の脱家長制化」(dépatriarcalisation de la politique) すなわち「男性と女性、諸個人を貫通している指向の論理、私たちの姿勢、私たちを関係づける仕方そして結局、私たちが組織する仕方を導いている家長制を脱構築し打破すること」である。

また「ケア」という用語は、余りにもしばしば欠落している現実の理解を可能にするのであり、それを問題にすることは「女性たちが余分に抱えている負担(例：子どもの世話)から解放されるのを可能にする受け入れの措置を発展させることは、彼女たちと家族の民主主義的生活への参加を保障する」ことである。そのために選挙期間中、「子どもたちに充当される空間、調整された勤務時間そして子どもの世話の種々の可能性」が「市民コレクティブ」によって必要とされ実現されたのである。

なお、オンライン・ワークショップにおける議論のなかで「ケア」に関して「エコフェミニズムによって示唆されたケアの側面を中心に置く政治を行う新たな仕方」という表現があるが、ドウはこの点に触れていない²⁰⁾。

もう一つの点は、以上のような市民参加型選挙運動さらには自治体刷新運動が、この間の様々な社会運動、特に「黄色いベスト」運動の後にマクロン大統領によって提起された1990年と比較して2030年までに温室効果ガスの排出量を少なくとも40%削減するための措置をくじ引きで全国から選ばれた150人が専門家の助言のもとで決定する「気候のための市民協約」やスウェーデンの高校生グレッタ・トゥンベリが始めフランスにも広がった若者による「気候のためのストライキ」など、気候

変動・気候危機と環境保護に関する問題意識、政治意識をもった若者の運動を継承していることである。その結果、様々な「市民コレクティブ」による「参加型リスト」の先頭候補者に若者や女性選ばれ、自治体議員の年齢構成の若返りを実現したのである。その典型として「ポワチエ・コレクティブ」の参加型リストの新しいポワチエ女性市長レオノール・モンコンドゥイは、とりわけ彼女がその30歳の若さにより、彼女のチームとともに担う世代的刷新について、今やその理由で基準と見なされる」という事態が生じたのである。

こうしてミュニシパリズムという考え方は、フランスのまちづくりにおける「環境とジェンダー」の問題構成を事実上、担いその同時解決を目指す新しい自治体刷新運動として「持続可能なまちづくり」としての<エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり>を目指していると見なすことができよう。そこで次に、上記の運動総括によって「基準」とされたフランスのポワチエ市をそうしたまちづくりの事例として注目してみよう。

(2) ポワチエ市におけるコロナ禍緊急対策と <エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり>

ポワチエ市は、フランス中西部の旧ポワトー・シャラント地域圏、現在ヌーベル・アキテーヌ地域圏に含まれるヴィエンヌ県の県庁所在地である。ポワチエは、1,000年以上前に建造された多数の教会や大聖堂を擁する歴史文化都市であると同時に、人口約8万9,000人のうち総合大学ポワチエ大学において約2万9,000人以上の学生を数える

19) Atelier : Faire commun.e un fearless cities francais sur le care, le covid et le municipalisme, le 7 mai 2020, (<https://commonspolis.org/fr/propositions/faire-commun.e-un-fearless-cities-francais-en-ligne-le-resume-des-ateliers/>)2021/7/25閲覧。

20) いわゆる「エコフェミニズム」は、フランスのフェミニスト、フランソワーズ・ドーボンヌによって1974年に初めて使用さ

れた概念であるとされるが、フランスにおいては、「ミュニシパリズム」と「エコフェミニズム」の関係は余り密接ではないように思われる。例えば、次の発言参照。L. Bugier, Ecoféminisme : Ecologie et droits des femmes, même combat ? le 8 mars 2019 (https://www.wedemain.fr/dechiffrer/ecofeminisme-ecologie-et-droits-des-femmes-meme-combat_a3972-h...) 2021/3/11閲覧。

学園都市である。また地方行政の中心地であることから行政や公共サービスそして輸送や商業の経済的比重が大きいものの、大企業の本社も相当数設置されており、工業や建設の比重も小さくない近代都市である²¹⁾。

2020年前半のフランス統一地方選挙の時にポワチエ市においては、市民団体、社会運動グループ、市民個人とともにEELV(ヨーロッパ緑の党)、PCF(フランス共産党)等の政党と一緒に組織した市民コレクティブ「ポワチエ・コレクティブ、エコロジー、社会的公正、民主主義」が、選挙候補者の「参加型リスト」を作成し、そのリストの先頭にEELVの地域圏議会議員の女性レオノール・モンコンデュイを選んだのである。選挙の結果、「ポワチエ・コレクティブ」のモンコンデュイが、2008年以降、市長を務めてきたフランス社会党のアラン・クレイズ等の候補者に打ち勝ち、ポワチエ市初の女性市長に選出されたのである²²⁾。

ここでの問題は、30歳の若さで注目されるこの女性市長が就任後、市民コレクティブの参画と協働を得つつ、「環境とジェンダー」にかかわる地域課題の同時解決のためにどのようなまちづくりの方針を提示してきたかである。それを端的に示しているのが、今年2021年2月22日の市議会に提出された二つの文書、「持続可能な開発(発展)に関する報告書」と「男女間の職業的平等に関する行動計画」である²³⁾。

以下、二つの文書の内容を要約しよう。

前者²⁴⁾は、2020年度途中で登場した市政の新執行部が、当該年度当初からのコロナ禍により保健衛生的危機管理に集中しつつも、2015年9月に採択されたSDGsから導かれる「持続可能な開発(発展)」の諸政策とりわけ「エコロジカルな移行」

の活性化をそうした危機管理との連携において強化すべきであるという立場に立つことを明示している。そのうえでSDGsに先行するフランスの「環境への国民的参画法」(2010年7月12日法)の施行令(2011年6月17日付)が住民5万人以上の全ての地方自治体に義務づけている「持続可能な開発(発展)の状況に関する報告書」の作成という枠組みに従って提出されることを明示している。

その報告書の内容は、次の五点である。第一に、気候変動に対する闘いと大気の実保、第二に、生物多様性の保護、環境と資源の実保、第三に、全ての人間存在の開花、第四に、社会的結束と管轄地域間・世代間の連帯、第五に、責任ある生産と消費の様式に配慮する開発(発展)の活性化。

その意味で当該報告書の枠組みは全国の自治体に共通であるものの、「エコロジカルな移行」を掲げた新しい市政の独自性は、国内的国際的な焦点である第一の気候変動への緩和策と適応策においても確認されるので、ここでは紙数の関係もありその紹介に限定したい。

しかしながらその前に、第四の社会的結束と連帯に関する叙述が、この間のコロナ禍に対するポワチエ市の緊急対策を含んでいることに注目したい。それは上記のわが国の考察との関連があるので、それを急ぎ要約しておきたい。

緊急対策の柱は二つである。第一の柱は、保健衛生的危機に直面した最も脆弱な人々への付き添い支援の展開である。それはまず「ウイルス情報室」による相談と情報提供、必要な場合の接触である。次に隔離(ロックダウン)のなかでの緊急対応であり、市庁舎の開放、駐車料金の一時停止、ごみ収集の継続、マスクの全戸配布、臨時宿泊所としての旧兵舎と体育館の開放、緊急医療救援

21) INSEE, Dossier complet, Commune de Poitiers(86194), le 29 septembre 2021, (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2011101?geo=COM-86194>)2021/11/3閲覧。

22) Leonore Moncond'huy, (https://fr.wikipedia.org/wiki/Leonore_Moncond%27huy), La dernière modification a été faite le 19 octobre 2021. 2021/11/3閲覧。

23) R.Rousselet, Conseil municipal du 22 février, le débrief, ville de Poitiers, (<https://elus.poitierscollectif.fr/conseil-municipal-du-22-fevrier-le-debrief/>)2021/8/6閲覧。

サービス (SAMU) と赤十字による市内巡回を通じてのホームレスへの食糧・毛布・衛生キットの配布と臨時宿泊所への案内である。さらに、行政と非営利活動団体やフードバンクの協働による販路を失った農産物や食料品の購入と社会的食料品店の開放と食料品の無料提供である。

第二の柱は、「私は参加する・グランポワチエ」というコロナ禍に対する社会的連帯の基本方針の実践である。それは、市民への寄付金の呼びかけと市民ボランティア180人による社会的距離を保っての買物支援・宅配、電話相談・助言、子どもたちへの遠隔宿題援助、市民への遠隔情報機器使用援助そして自治体若者会議による「民衆救援」と「心の食堂」支援のための連帯的募金活動、さらには家族協会県連合会が組織したボランティア、学生、退職者、若い親、等によるひとり親の0歳から12歳までの子どもたちのための無料の連帯託児所の土曜日午後の開設、等である。

以上のようなコロナ禍に対する緊急対策のなかには、SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」の具体化としてポワチエ市の行政と市民の協働による社会的連帯の実現を見出すことができるように思われる。これらの社会的連帯に依拠した緊急対策は、日本のこの間の女性苦境の事態への特に自治体レベルの対策として明らかに学ぶべきものがあるように思われる。

なお、これらの社会的結束と連帯に関する報告書の叙述のなかには、「男女間の諸権利の実質的平等のための闘い」と「ジェンダー不平等の削減に関する私たちのプロジェクトとそれらの資金調達」という文言が記されていることに予め注目しておきたい。

第一の気候変動対策に戻れば、それは、ポワチエ市を中核とする近隣の40市町村で組織された自治体連合グラン・ポワチエにおいて決定された「気候・大気・エネルギー管轄地域計画」そしてそれにもとづくポワチエ市の行動計画によって示さ

第2表 グラン・ポワチエの気候変動対策とポワチエ市の行動計画

グラン・ポワチエの目標	対象
温室効果ガスの排出削減(34%)	輸送、住宅、第3次産業部門
エネルギーの消費削減(25%)	同上
再生可能エネルギーの生産増大(260%)	太陽光・地熱・木質エネルギーの活用
ポワチエ市の行動計画	
再生可能エネルギーの生産支援	公共施設の土地活用、工業団地需要20%充足
自転車プランの拡張	自転車専用道路、電気自動車賃貸借・援助
自転車専用道路整備の住民意見集約	自動車道との適切分離、交差点優先明示、等
公共交通機関の無料実験	25歳までの若者無料、22時以降全乗客無料
エネルギー消費抑制の支援	省エネ・断熱家屋への助言、廃棄物削減、等
市民ボランティアによる環境関心喚起	住宅・学校・公共空間の訪問対話・ビラ配布
公共施設の省エネと再エネ生産	公共的照明、幼稚園建設・学校改築等に適用
エコロジカルな移行の議員・職員研修	市議会議員と市役所職員が対象
第3次産業部門の目標追求: 40%省エネ	不動産管理計画の刷新
毎年のエネ・水・温室効果ガス排出総括	

(出所) Rapport sur la situation en matière de Développement durable, ville de Poitiers, 2021

24) Rapport sur la situation en matière de Développement durable, ville de Poitiers, (https://www.poitiers.fr/c_0_0_Actualite_39475_0_Conseil_municipal...) 2021/7/20閲覧。

れている。グラン・ポワチエのレベルでは、温室効果ガスの排出削減、エネルギーの消費削減、再生可能エネルギーの生産増大に関する2020年と比較しての2030年の目標が示され、それを前提としたポワチエ市の行動計画は、再エネ生産、自転車専用道路整備、公共交通機関実験、環境的関心喚起、公共施設省エネ、エコロジカル移行研修等から構成されている(第2表、参照)。

こうして、「エコロジカルな移行」を掲げたポワチエ市の新しい市政は、焦点の気候変動対策として「温室効果ガスの排出を削減し、エネルギーの消費を抑制し、再生可能エネルギーを発展させ、気候変動に適応し、大気汚染に対して闘い、持続可能な移動を促進する」ことを目指しているのである。

次に、後者の「行動計画」について簡潔に確認しよう。そのために予め考慮に入れるべきは、上記の「持続可能な開発(発展)に関する報告書」における第四の社会的結束と連帯にかかわる叙述のなかにすでに触れたように、「男女間の諸権利の実質的平等のための闘い」と「ジェンダー不平等の削減に関する私たちのプロジェクトとそれらの資金調達」という文言が記されていることである。それらを体現しているものこそ、2020年末に公表された文書「男女間の職業的平等に関する行動計画」(2020年12月10日付)²⁵⁾である。当該計画の直接の対象になるのは但し、ポワチエ市の公務員である。

この行動計画もまた、「公共的職務の転換法」(2019年8月6日法)から導かれた政令(2020年5月4日付)が住民2万人以上の全ての地方自治体に義務づけている「男女間の職業的平等に関する

行動計画」の作成という枠組みに従って提出されたことが明示されている。

当該計画は、上記の法律に倣って次の四つのテーマから構成されている。第一に、報酬格差の予防と対策、第二に、職の男女混成(mixité)、職業的経路とキャリアの展開、第三に、職業的生活と個人的家族的生活との連結、第四に、差別に対する闘い、暴力・モラルまたはセクシャル・ハラスメントの行為ならびに女性差別の背理行為に対する闘い。

これらの計画全体を通じてポワチエ市が力点を置いている「男女混成」すなわち「一つの社会的空間における男女両性の共存の実現」²⁶⁾と「ジェンダー・ステレオタイプとの闘い」すなわちジェンダーによる「男らしさ」「女らしさ」の思い込みの克服が多少とも目立つような簡潔な一覧表を作成すれば第3表のようになる。

こうして「男女間の諸権利の実質的平等のための闘い」と「ジェンダー不平等の削減に関する私たちのプロジェクトとそれらの資金調達」を体現しているこの行動計画は、その目的を「男女平等を私たちの全ての公共政策のなかに横断的に統合することを可能にすること」であると謳っているが、少なくとも雇い主としての自治体とそのもとでの公共的職務に関する限り、目的達成のために必要な「ケア労働」の男女共有につながる管理職も含めた職場全体への普及を目指す「男女混成」、「ジェンダー不平等」の解消につながる「ジェンダー・ステレオタイプとの闘い」に力点を置いた多様な施策を提起しており、端的にジェンダー平等指向のまちづくりを目指していると言ってよいであろう。

25) ibid.

26) 「男女混成」とは、フランスの女性労働の専門家たちによって直接には「一つの社会的空間における男女両性の共存の実現」であると定義されているが、それは、職、職種、昇進昇格、キャリア、職業的経路、職業訓練などの職業のプロセス全体を通じての男女平等に関連する「ダイナミックな概

念」であるとされている。M.Wierink & D.Méda, Mixité professionnelle et performance des entreprises, un levier pour l'égalité ? in *Travail et Emploi*, No.102, avril-juin 2005 (拙訳「職業的混成と企業のパフォーマンス、平等の梃子か?」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol. 13, 2006年)参照。

第3表 ポワチエ市の「男女間の職業的平等に関する行動計画」の概要

テーマ	提案されている行動
報酬格差の予防と対策	男女報酬格差のデータ整理、男女平等に向けた予算方針に反映 コース間の手当格差を減らし内部移動を促進
職の男女混成、 キャリア展開	職種間の性の偏りを是正し職種の男女混成を促進 同じ職種を担う男女をペアにして採用の広報装置を創設 男性的職種にいる女性職員の証言そしてその逆のビデオ作成 採用プロセスの脱ジェンダー化と選別基準の客観化・追跡可能 学校での男女平等教育の強化、全教育レベルでの男女混成 職場チーム・マネジメントの男女平等の展開、役職者の参画 役職者と部局長への男女平等訓練プログラムの実施 職階昇進男女数と現男女職員構成との不均衡の是正 訓練プログラムへの男女平等なアクセスと個人的付き添い支援
職業的生活と個人的 家族的生活との連結	家族的理由の可変的勤務時間・パートタイム・休職の可能化 家族的出来事のための欠勤の特別許可 e-ラーニングの研修 温室効果ガス削減の面でもテレワーク実施、切断享受の権利 欠勤扱いしない妊娠出産・父親・育児休暇と欠勤特別許可 (PACS[連帯市民協約]等の同棲中の男女職員にも適用) 妊娠中女性職員の健康診断・医療にパートナー付き添い許可 3歳未満の子ども保育の「普遍的サービス雇用小切手」享受 障害を持つ20歳未満の子どもの看護についても同上享受
差別・暴力・モラハラ セクハラ・女性差別的 背理行為との闘い	障害を持つ職員の採用・受け入れ・統合の促進 暴力・モラハラ・セクハラ・女性差別的背理行為の記載制度 予防・健康・社会福祉部の秘密厳守と記載者への報復阻止 安全衛生労働条件委員会と心理的社会的リスクの予防と計画

(出所) 第2表と同じ。

以上のように、フランスのミュニシパリズムという自治体刷新運動を体現した自治体の一つ、ポワチエ市がこの間、提示した「持続可能な開発(発展)に関する報告書」と「男女間の職業的平等に関する行動計画」の内容を要約してきたが、これらの要約を通じてポワチエ市は、SDGsの枠組みを踏まえて事実上「エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり」を目指していることが明らかになったように思われる。

(3) 参考: ポワチエ市における若年女性の人口動向

最後に、日本の少子化に関連する地方の若年女性の大都市流出と「ジェンダー不平等」の厳存との関係という次のテーマに移る前に、その問題構成を浮かび上がらせるために、ここでポワチエ市の新市政における以上のようなジェンダー平等指向のまちづくりの確認のうえで、それ以前の市政のもとでの若年女性の人口動向に参考までに触れておきたい。それは、以前の市政のまちづくりのもとでポワチエ市出身の若年女性が他地域に流出

第4表 ポワチエ市の性別・年齢層別人口の変化

年齢層	2007年		2018年	
	男性	女性	男性	女性
0～14歳	5,903	5,700	6,068	6,041
15～29歳	15,431	18,279	14,685	17,099
30～44歳	7,204	7,268	7,156	7,245
45～59歳	6,376	7,429	5,858	6,698
60～74歳	3,686	5,012	4,564	5,987
75～89歳	2,113	4,045	2,174	3,878
90歳以上	179	628	304	908

(出所) 2007年：https://www.cartefrance.fr/carte-france-ville/population_86194_Poitiers

2018年：https://www.insee.fr/fr/statistiques/2011101?geo=COM-86194

閲覧はいずれも2021/10/10。

したのか、または地元で定住したのか、あるいは他地域出身の若年女性が逆にポワチエ市に流入したのか、そうではなかったのかの動きを概括的に反映すると思われるからである。

一般的に言えば、フランスはよく知られているように、その充実した家族政策、特に多様な家族給付とりわけ「家族生活と職業生活の間の選択の自由を保障する」家族給付によって先進国のなかでは早期に少子化を抑制し最も高い出生率を実現した国の一つである²⁷⁾。

その限りにおいて、フランスの若年女性は、自分の能力・欲求を活かせる働き口または起業対象がある限り、自分の生まれ育ったポワチエ市のような歴史と誇りある故郷の地方から大都市に移住して妊娠・出産・育児をするインセンティブは低いと言えよう。実態としては逆に、1990年代以降「都市

部」から「村落部」への子育て世代の移住が進んだことが明らかにされている²⁸⁾。

とはいえ、問題は、特定の地方自治体にそのような若年女性の能力・欲求を活かせる働き口または起業対象、そのための男女間の職業的平等の観点からの支援体制ないし受け入れ体制、要するにジェンダー平等指向のまちづくりが行われているかどうかにあると言えよう²⁹⁾。

上述のように、ポワチエ市の新市政は<エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり>に着手したのであるが、それ以前の市政のもとでの若年女性の人口動向をこの約10年間、2007年と2018年との性別・年齢層別人口の比較によって確認しておけば、第4表のようになる。

見られるように、ポワチエ市の前市政のもとでは、10歳台後半から20歳台後半の若年女性の人口は、若年男性とともにこの約10年間に減少している。

27) この点に関しては、多くの研究調査文献がある。例えば、神尾真知子「フランスの家族政策」(内閣府経済社会総合研究所編『フランスとドイツの家族生活調査』2005年、所収)、大場静枝「フランスの家族政策の現在」(岡沢憲美・小淵優子編著『少子化対策の新しい挑戦』中央法規出版、2010年、所収)、神尾真知子「フランスの家族政策と女性」(井上たか子編著『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房、2012年、所収)、神尾真知子他編著『フランスのワーク・ライフ・バランス』パド・ウィメンズ・オフィス、2013年、等参照。なお、筆者も考察したことがある。拙稿「フランスにおけるワーク・ライフ・バランス支援給付としてのCLCA」(『彦根論叢』No.410、2016年)参照。

28) 日本とは逆の若者や子育て世代の都市から地方への移住の実態については、ヴァンソン藤井由美『フランスではなぜ子育て世代が地方に移住するのか』学芸出版社、2019年、参照。

29) O.Baudy, Améliorer l'accès à l'emploi des femmes dans les territoires ruraux, Commssariat Général à l'Egalité des Territoires, mars 2018, (https://www.europe-en-france.gouv.fr/sites/default/files/en-bref_cgget_emploi_des_des_femmes_territoires_ruraux.pdf)2021/11/13閲覧。

多数の学生を擁するポワチエ大学が存在し、その卒業生の多くがパリ等、全国に流出していることは十分に考えられるが、いずれにせよ、事実上<エコロジカルでジェンダー平等指向のまちづくり>を掲げた若い女性市長による新市政のもとで今後、若年女性の人口動向がどのように変化するのかが注目される。

Sustainable Community Development and the SDGs

Case Study of Ecological and Gender-Equal Community Development (Part 1)

Hisao Arai

This paper is an extension of my previous study on the interconnections between sustainable community development and the Sustainable Development Goals (SDGs). I decided that the study demanded further consideration as I observed how the emergence of the coronavirus pandemic directly impacted the face-to-face service industries, where female non-regular workers are concentrated, and the so-called essential workers dominated by women, leading to women's economic hardships, and more broadly, the plight of women in society as demonstrated by job losses, reduced income, domestic violence, and suicides.

These situations have one common root cause: the gender gap as evident from the overwhelmingly lopsided proportion of women in unpaid care work. It is fair to say that gender inequality is also responsible for accelerating the decline in birthrates due to restrained nuptiality and fertility, and for young women migrating from rural areas to large cities even before the pandemic.

These serious problems generated by the gender gap pose a warning to a sustainable society. In short, this paper concludes that in planning for sustainable community development within the framework provided by the SDGs, we need to envision, in detail, not simply "ecological community development" based on local policies addressing climate change and environmental protection, but instead "ecological and gender-equal community development" aiming to concurrently tackle the gender gap issue in all domains, including homes, schools, and workplaces, as well as our environmental challenges. As an example of a city actually implementing such community development policies, the paper introduces and discusses the French city of Poitiers.

